

那覇市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める
条例制定について

那覇市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例を別紙
のように制定する。

令和8年2月9日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第5項の規定に基づき、
包括的支援事業の実施に際し地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準
を定めるため、この案を提出する。

那覇市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例

那覇市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第54号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第5項の規定に基づき、包括的支援事業の実施に際し地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定めるものとする。

(地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準)

第2条 包括的支援事業の実施に際し地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66に規定する基準その他の法第115条の46第6項の規定に基づく厚生労働省令に定める基準の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。